

# 自主的な活動への支援

## ～ 犯罪のない安全・安心岡山県づくり～

県では、昨年9月、「岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例」を制定し、県・県教育委員会・県警察本部が一体となって、子どもをはじめすべての県民の安全・安心を確保するための諸施策を推進している。

県及び安全・安心岡山県づくり県民会議は、この度、県内の各地域や職域で活動中の自主活動団体や小学校に対する次の事業を実施することとし、自主的な活動の輪の拡大と充実を支援する。

### 第1 安全・安心岡山県づくり県民会議の登録会員制度

#### 1 登録制度の概要

子どもの見守り活動など地域における安全で安心なまちづくりに関する活動を行っている団体を登録会員として、県民会議に登録し、団体間の情報交換や県民会議・県から情報提供等の支援を行う。

#### 2 事業主体

安全・安心岡山県づくり県民会議、県（協力）

#### 3 県民会議

- ・県民総ぐるみによる安全・安心まちづくりを推進する全県組織として、平成18年9月に設立
- ・行政、学校、地域、福祉、マスコミ、経済関係などの全県的組織で構成（112団体・機関）

#### 4 登録会員になるための要件（次の2つの要件を満たす団体）・手続

##### (1) 要件

- ① 県民又は事業者が自主的に組織する5人以上で構成された民間の団体
- ② 次の活動を月1回以上の頻度で継続的かつ計画的に実施する団体  
※犯罪のない安全で安心なまちづくりに係る活動
  - ・学校、通学路等における子どもの安全確保活動
  - ・防犯パトロール、防犯診断等の地域安全活動
  - ・地域安全マップ作成、防犯教室、防犯講話等の防犯力向上活動
  - ・その他の犯罪防止を目的とした活動

##### (2) 手續

要件を満たす登録希望団体が、県民会議の事務局である県安全・安心まちづくり推進室に申請

#### 5 その他

##### (1) 登録の有効期間

登録年度を含め3年

##### (2) 会費

無料

##### (3) 登録開始

平成19年6月1日（金）から

## 第2 自主活動参加者への見舞金制度の創設

### 1 見舞金制度の概要

安全・安心岡山県づくり県民会議の登録会員に登録した自主活動団体が行う「犯罪のない安全で安心なまちづくりに係る活動」に参加した人が、活動中、事故等で、けがをしたり、亡くなった場合に見舞金を支給する。

### 2 見舞金の種類と額

- |             |                     |
|-------------|---------------------|
| (1) 死亡見舞金   | 1,000,000円          |
| (2) 後遺障害見舞金 | 100,000円～1,000,000円 |
| (3) 負傷者見舞金  | 10,000円～100,000円    |

### 3 制度開始

平成19年6月1日（金）から

## 第3 子ども110番の家・セーフティーコーンを設置するモデル小学校区の募集

県では、子どもたちの目線で「子ども110番の家」を見つけることができ、また、地域ぐるみで子どもたちの安全を守るという気運を高めることを目的として、小学校区単位で、「子ども110番の家」に岡山県マスコット・ももっちのイラスト入りのセーフティーコーンを、昨年度からモデル的に設置している。

今年度については、次のとおり公募により、実施小学校区を選定する。

### 1 受付期間

平成19年6月1日（金）～6月29日（金）

### 2 モデル小学校区数

3 小学校区程度

### 3 対象小学校区

県内の全小学校区

### 4 モデル小学校区の決定時期

平成19年7月頃

### （参考）

#### 事業実施中の小学校区

- ・岡山市立三軒小学校区
- ・早島町立早島小学校区
- ・勝央町立勝間田小学校区



# 安全・安心岡山県づくり県民会議

# 登録会員を募集します!!

～ 犯罪のない安全・安心岡山県づくり～



## ■ 安全・安心岡山県づくり県民会議ってなに?

安全・安心岡山県づくり県民会議は、犯罪のない安全で安心な岡山県の実現に向けた取組を推進することを目的に組織されました。  
「犯罪のない安全・安心岡山県づくり県民運動」を推進しています。

## ■ 誰でも登録会員になれるの?

岡山県内に所在し、次の2つの要件を満たす自主活動団体であれば、登録会員になれます。

- ① 県民又は事業者が自主的に組織する5人以上で構成された民間の団体であること。
- ② 「犯罪のない安全で安心なまちづくりに係る活動」を月1回以上の頻度で継続的かつ計画的に実施する団体であること。

## ■ 「犯罪のない安全で安心なまちづくりに係る活動」って?

- ・学校、通学路等における子どもの安全確保活動
- ・防犯パトロール、防犯診断等の地域安全活動
- ・地域安全マップ作成、防犯教室、防犯講話等の防犯力向上活動
- ・少年非行防止活動、落書き消去運動等の犯罪を発生させない環境づくり活動
- ・防犯キャンペーンなどの広報・啓発活動
- ・その他の犯罪防止を目的とした活動



## ■ 登録会員になると何かメリットがあるの?

- ・活動の参考となる情報の提供等が受けられます。
- ・登録会員間の情報交換ができます。
- ・登録会員が行う「犯罪のない安全で安心なまちづくりに係る活動」中に、参加者が万一事故等でけがをされた場合などに、見舞金を受けられます。（詳しくは、「見舞金制度の概要」（うら面）をご覧ください。）

## ■ 会費は?

無料です！

## ■ 登録会員になるにはどうすればいいの?

「登録会員登録申請書」に必要事項を記入していただき、安全・安心岡山県づくり県民会議事務局までお申し込みください。申請書の内容を確認させていただき、登録証を交付します。（有効期間は、登録した年度を含め3年目の年度末までです。）

詳しくは、ホームページをご覧ください。ホームページからも申請できます。

<http://www.pref.okayama.jp/seikatsu/kenmin/anzen-top.htm>

お申し込み・お問い合わせは▶▶▶

● 事務局 ●

〒700-8570 岡山市内山下2-4-6

岡山県安全・安心まちづくり推進室 安全・安心岡山県づくり県民会議 事務局

TEL.086-226-7259(直通) FAX. 086-233-7677 E-mail: [anzenanshin@pref.okayama.lg.jp](mailto:anzenanshin@pref.okayama.lg.jp)

# 見舞金制度の概要

岡山県では、子どもの見守り活動や自主パトロール活動等、犯罪のない安全・安心岡山県づくりを実践する地域ボランティアの方々が、安心して活動を行うことができるよう、その活動中の事故などにより、けがをされた場合などに見舞金を支給する制度を設けました。

## 1 どんな制度なの？

子どもの安全確保のための活動など安全・安心岡山県づくりを実践している団体で、「安全・安心岡山県づくり県民会議」の登録会員として事前に登録した団体が行う「犯罪のない安全で安心なまちづくりに係る活動」中に、参加者が万一事故等でけがをされたり、亡くなられた場合に見舞金を支給する制度です。

## 2 どんな活動でも見舞金が支給されるの？

見舞金が支給されるのは、県内で行われる犯罪のない安全で安心なまちづくりに係る活動で、具体的には次の活動中の事故等が対象となります。なお、県費で別途ボランティア保険に加入している方は、対象になりません。

- ・学校、通学路等における子どもの安全確保活動
- ・防犯パトロール、防犯診断等の地域安全活動
- ・地域安全マップ作成、防犯教室、防犯講話等の防犯力向上活動
- ・少年非行防止活動、落書き消去運動等の犯罪を発生させない環境づくり活動
- ・防犯キャンペーンなどの広報・啓発活動
- ・その他の犯罪防止を目的とした活動

## 3 見舞金の種類と見舞金の額は？

けが等の程度	見舞金の種類	見舞金の額
亡くなられた場合	死 亡 見 舞 金	1,000,000円
後遺障害がある場合	後 遺 障 害 見 舞 金	100,000円～1,000,000円 (後遺障害の程度に応じて支給します。)
けがをされた場合 <small>(治療期間1週間以上)</small>	負 傷 見 舞 金	10,000円～100,000円 (負傷の程度に応じて支給します。)

\* 負傷見舞金は、治療期間（実際に医療機関で治療された期間）が1週間以上の場合に支給します。

\* 活動場所への往復の途上、ご本人の故意又は重大な過失、病気に起因する事故等については、対象なりません。

## 4 もし事故に遭って見舞金を受ける場合はどうしたらいいの？

見舞金の対象となる事故が発生した場合には、まず、1か月以内に事故の状況について岡山県に報告をお願いします。その後、申請書、診断書等必要な書類を提出していただきます。

## 5 詳しくは、ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.okayama.jp/seikatsu/kenmin/anzen-top.htm>

●お問い合わせ先 ●

岡山県安全・安心まちづくり推進室

TEL.086-226-7259（直通）

〒700-8570 岡山市内山下2-4-6 FAX.086-233-7677 E-mail:anzenanshin@pref.okayama.lg.jp

▶▶▶ホームページからも申請できます。

(様式 1)

## 登録会員登録（変更・更新）申請書

平成 年 月 日

安全・安心岡山県づくり県民会議会長  
岡山県知事 石井 正弘 殿

安全・安心岡山県づくり県民会議登録会員への登録等に関する要綱の規定に基づき、申請します。

ふりがな 団体名					
ふりがな 代表者氏名					
代表者住所	〒 -				
連絡先	〒 - 住所				
	電話番号 ( ) -	F A X ( ) -			
	E-mail				
代表者宅・担当者宅（氏名）・その他（ ）					
活動地域	小学校区				
	管轄の警察署				
活動日	毎日・週 回・月 回	活動時間帯	構成員	人	
活動の内容 (該当するものに○を 付けてください。 複数可。)	1. 学校、通学路等における子どもの安全確保活動 2. 防犯パトロール、防犯診断等の地域安全活動 3. 地域安全マップ作成、防犯教室、防犯講話等の防犯力向上活動 4. 少年非行防止活動、落書き消去運動等の犯罪を発生させない環境づくり活動 5. 防犯キャンペーンなどの広報・啓発活動 6. その他の犯罪防止を目的とした活動（活動内容を記入してください。） [ ]				

\* 変更の場合は、変更内容がよくわかるように記入してください。

\* 連絡先は、「代表者宅、担当者宅、その他」の別がわかるように記入してください。

\* 活動地域は、○○町地内等と詳細に記入してください。また、小学校区、管轄の警察署が、複数にまたがる場合はすべて記入してください。

\* 活動時間帯は、午後○時～○時まで等可能な限り詳細に記入してください。

\* 個人情報について

・提出いただいた個人情報は、安全・安心岡山県づくり県民会議、県及び市町村が、安全・安心岡山県づくりに関する情報の提供や自主活動団体に対する支援を目的とする活動に限って利用します。

・上記情報のうち、団体名、市町村名、活動地域(小学校区等を含む)、活動内容については、県ホームページで公表しますので、御了承ください。

## 犯罪のない安全・安心岡山県づくり県民運動

# 3つの県民運動を実施中です！

「安全・安心岡山県づくり県民会議」では、誰でも気軽に取り組める3つの県民運動を推進しています。県民の皆さんも、それぞれの立場からできる範囲で取り組んでいただければと考えています。

### 1. 「おはよう、おかえり」 県民運動

- ・子どもたちの登下校時間帯に合わせて、庭掃除、買い物等を行います。
- ・できるだけ子どもたちの安全確保に「目配り」、「気配り」を行います。
- ・子どもたちへ、明るく「おはよう、おかえり」のあいさつをします。



### 2. 「声かけあって、鍵かけ」 県民運動

- ・自主パトロール活動などにより、平素からお互いに「鍵かけ」の声をかけあい、自転車・自動車や自宅・事務所など、確実に鍵かけを行います。

### 3. 「犯罪を起こさせないまちづくり」 県民運動

- ・通学路、公園、駐車場等をはじめ、自宅、事業所など、周囲の環境をチェックし、「明るさ」や「見通し」が確保できているかどうかを確認します。
- ・「ゴミ」や「落書き」を一掃し、犯罪を防止します。

